

## 最近の行政の動き

— 通知・通達等 —

### 製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」の一部改正について

(令和8年3月26日、消防危第59号消防庁危険物保安室長通知)

「令和7年度 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」における検討結果を踏まえ、「製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」(令和7年6月30日付け消防危第140号)の一部が改正されました。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260326\\_kiho\\_59.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260326_kiho_59.pdf)

### 危険物規制事務に関する執務資料の送付について

(令和8年3月27日、消防危第61号消防庁危険物保安室長通知)

危険物規制事務に関する執務資料として、以下の内容についての考え方が示されました。

- ペンスキーマルテンス密閉法により測定された引火点に関すること
- 「屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替に関する運用等について」(令和元年8月27日付け消防危第117号)に関すること
- 規則第16条の2の8第3項及び第4項に規定する蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所に関すること
- 災害時に可搬式の給油設備をドラム缶と接続して給油等を行うための仮取扱いの実施計画に関すること

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260327\\_kiho\\_61.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260327_kiho_61.pdf)

### 危険物等に係る事故防止対策の推進について

(令和8年3月30日、消防危第55号消防庁危険物保安室長通知)

危険物等事故防止対策情報連絡会において策定した、関係団体・機関で取り組む「令和8年度危険物等事故防止対策実施要領」を都道府県及び消防本部に通知し、危険物施設の事故防止対策の促進について依頼がなされました。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/kiho055.pdf>

### 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について

(令和8年4月3日、消防危第56号消防庁次長通知)

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(令和8年政令第115号)等により、①危険物施設の周囲に保有する空地に係る規制の見直し、②危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける保安距離に係る規制の見直し、③リチウムイオン蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に係る特例、④専門員が給油する場合に限り、航空機の原動機を停止させないで給油することができる航空機給油取扱所、⑤航空機給油取扱所における添加装置の使用、に関する事項について所要の規定の整備が行われました。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260403\\_kiho2.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260403_kiho2.pdf)

### 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の運用について

(令和8年4月3日、消防危第63号消防庁危険物保安室長通知)

改正後の危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)等による製造所等の技術上の基準の運用について、①保安距離及び保有空地、②蓄電池により貯蔵される危険物の屋外貯蔵所、に関する事項の留意事項が示されました。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260403\\_kiho\\_63.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260403_kiho_63.pdf)

## 危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う航空機給油取扱所の運用について

(令和8年4月3日、消防危第65号消防庁危険物保安室長通知)

改正後の危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)等による航空機給油取扱所の運用について、①基準の特例、②取扱いの基準、③予防規程、④内容に係る適否の判断、に関する事項の留意事項が示されました。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260403\\_kiho\\_65.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260403_kiho_65.pdf)

## 中東情勢を踏まえた危険物施設における手続の迅速化について

(令和8年4月8日、消防危第73号消防庁危険物保安室長通知)

製造所、貯蔵所又は取扱所において消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の仮貯蔵・仮取扱いに関する手続又は第11条の危険物施設の設置、変更等に関する手続が必要となった場合には、当該手続を遅滞なく円滑に進めるよう関係機関に依頼がなされました。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/kiken73.pdf>